

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし															

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
 (注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
													公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし																

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし															

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
													公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし																

(注1)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
 (注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限 の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認 定の区分
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	会費	160,000	年会費100,000円 ※2名以上登録の場合、 二人目以降は60,000円	令和3年4月20日	業務上必要となる知識の 習得のため。	公社	都道府県認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人Save Earth Foundation	3011105005343	地球環境基金助成金	1,650,000		①令和3年4月30日 (67,000円) ②令和3年8月10日 (342,000円) ③令和3年11月19日 (696,000円) ④令和4年3月17日 (545,000円)		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネット ワーク	1370005003324	地球環境基金助成金	38,000		令和3年4月30日		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人京都市環境保全活動推進協 会	8130005005024	地球環境基金助成金	1,703,000		①令和3年4月30日 (1,286,000円) ②令和3年8月10日 (229,000円) ③令和3年11月19日 (120,000円) ④令和4年3月17日 (68,000円)		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人公害地域再生センター	8120005014744	地球環境基金助成金	764,000		①令和3年8月10日 (130,000円) ②令和3年11月30日 (305,000円) ③令和4年3月17日 (329,000円)		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人黒潮生物研究所	1490005002561	地球環境基金助成金	2,066,000		①令和3年4月30日 (1,171,000円) ②令和3年8月10日 (355,000円) ③令和3年11月30日 (170,000円) ④令和4年3月24日 (370,000円)		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人水島地域環境再生財団	1260005008895	地球環境基金助成金	1,363,000		①令和3年8月17日 (286,000円) ②令和3年11月30日 (213,000円) ③令和4年3月24日 (864,000円)		公財	国認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人大阪自然環境保全協会	9120005015163	地球環境基金助成金	525,000		①令和3年11月19日 (191,000円) ②令和4年3月17日 (334,000円)		公社	都道府県認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人日本環境教育フォーラム	6011105004508	地球環境基金助成金	3,123,000		①令和3年4月30日 (860,000円) ②令和3年6月25日 (2,000,000円) ③令和4年3月17日 (263,000円)		公社	都道府県認定
環境省	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人日本鳥類保護連盟	1011305001870	地球環境基金助成金	3,508,000		①令和3年4月30日 (1,527,000円) ②令和3年8月10日 (211,000円) ③令和3年11月30日 (961,000円) ④令和4年3月17日 (809,000円)		公財	国認定

【記載要領】

- (注1)「公益法人」には、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- (注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。